

資料3
印鑑登録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり＋過大な費用を必要としない	対応
1	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1 . 日本人住民データの管理	0020272	日本人住民の印鑑登録について、以下の項目を管理（※）すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。 また、以下の項目の一部については、住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1（データ構造）に規定する最新データの保持と、印鑑登録システムの端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。 なお、性別については、自治体にて定めた条例にて印鑑登録原票における管理項目としていない場合、当該項目を設けない取扱いを許容する。 （シート「項目詳細一覧」を参照）	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
2	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2 . 外国人住民データの管理	0020262	外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）の印鑑登録について、以下の項目を管理すること。 また、以下の項目の一部については、住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1（データ構造）に規定する最新データの保持と、印鑑登録システムの端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。 なお、性別については、自治体にて定めた条例にて印鑑登録原票における管理項目としていない場合、当該項目を設けない取扱いを許容する。 （シート「項目詳細一覧」を参照）	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
3	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.3 . 印鑑登録原票の改製	0020007	印鑑登録原票は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。 印鑑登録原票は、任意のタイミングで手動改製ができること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。	当社は元々「印鑑登録原票の改製」という設計思想が無く、多数の疑義（例としては下記の通り）があります。 ・通常業務におけるどのような事例で改製は行うものなのか ・改製すると、どのようなデータ更新が行われ、印鑑登録_基本データリストはどう出力されるのか ・改製すると、他機能の挙動はどのように変わるのか 「印鑑登録原票の改製」が無くても業務に支障が無かったことから、当機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。 なお、改製については、印鑑登録システム標準仕様書【第3.3版(令和8年3月25日版)】第7章にて、「印鑑登録システムにおける改製については、合併等に伴い、システム更改され、最新の異動履歴のみが新たな印鑑登録データとして登録されることを指す。なお、このような場合においても最新の履歴以外を移記することも許容される。」と定義されている。	
4	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.3 . 印鑑登録原票の改製	0020008	改製を行った年月日を管理できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。	当社は元々「印鑑登録原票の改製」という設計思想が無く、多数の疑義（例としては下記の通り）があります。 ・通常業務におけるどのような事例で改製は行うものなのか ・改製すると、どのようなデータ更新が行われ、印鑑登録_基本データリストはどう出力されるのか ・改製すると、他機能の挙動はどのように変わるのか 「印鑑登録原票の改製」が無くても業務に支障が無かったことから、当機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。 なお、改製については、印鑑登録システム標準仕様書【第3.3版(令和8年3月25日版)】第7章にて、「印鑑登録システムにおける改製については、合併等に伴い、システム更改され、最新の異動履歴のみが新たな印鑑登録データとして登録されることを指す。なお、このような場合においても最新の履歴以外を移記することも許容される。」と定義されている。	

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスが発生する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
5	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.6 . 年月日の管理	0020267	年月日は、暦上日に限り、許容すること。 ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち1.1.1（日本人住民データの管理）に規定する生年月日、改製記載年月日、改製消除年月日については、住民記録システムとの整合性を図るため、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）も許容するとともに、以下に規定する不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する生年月日については、以下に規定する外国人住民の生年月日不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。また、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する登録年月日についても以下の不詳日を許容すること。年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
6	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1 . 異動履歴の管理	0020019	1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する異動履歴は、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
7	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.5 . 印鑑登録データの管理	0020032	印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードについて、以下の項目を管理できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
8	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3 . 基本検索	0020273	登録番号・旧登録番号・氏名（ローマ字・漢字）・旧氏・通称・氏名のカタカナ表記・日本人氏名及び旧氏の振り仮名、外国人氏名及び通称のフリガナ（「2 検索・照会・操作」において「氏名の振り仮名等」という。）・生年月日（西暦・和暦）・性別・住所・印鑑登録状態・宛名番号・世帯番号・住民種別（日本人、外国人）・抹消事由から検索できること。登録番号を印鑑登録証等からカードリーダーで読み取ること対象者を検索できること。なお、読取り又は手入力のいずれの場合においても、登録番号で検索する際には、数値の左側の0を埋めない場合でも検索が可能であること。 上記項目のうち空欄を許容している項目に関し、空欄を指定して検索できること。 ※「検索」は、個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッチするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作をいう。	第3.0版から第4.0版の改版にて追加された機能であり、改版については優先度の高い機能から順次取り込んでいるが、本機能の優先度は低いと考えているためです。 空欄を許容している項目について空欄を指定して検索できることとなっているが、他の項目を検索条件にする等運用で対処可能であるためです。	「空欄を指定して検索すること」について利用者からの改修要望が低く、他に優先度の高い改修要望があるため実装できておりません。	○												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
9	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	－	0020063	印鑑登録システム独自で抑止が必要な場合（成年被後見人に対する抑止等）においては、異動入力、証明書発行、照会等の処理ごとに、個人単位で、抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理可（抑止なし））の開始日及び終了日設定ができること。抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル（エラー・アラート）の設定ができること。抑止・解除又は一時解除できる権限を個別に設定できること。なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リリース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
10	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	－	0020064	抑止が終了していない者について、住民記録システムにおいて設定された抑止も含め、抑止の一時解除ができること。また、抑止の一時解除については、庁内各システムで誤って本解除として扱われないように、コンビニ交付システムを含む庁内各システムへのデータ連携は不要とすること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
11	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	－	0020065	一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除を元に戻し、失念していた場合は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻る。抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
12	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	－	0020067	抑止事由（支援措置、実態調査等）は住民記録システムで選択された内容が表示できること。印鑑登録システム独自で設定した場合は抑止事由（成年被後见人、その他）を選択できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
13	4 異動	－	4.0.2 . 異動日・処理日	0020073	異動処理においては、異動日及び処理日を入力できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
14	4 異動	－	4.0.2 . 異動日・処理日	0020074	異動日は、デフォルトでは処理日とし、必要に応じて異動日を修正できること。 異動日は、処理当日以前の日のみを入力できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
15	4 異動	－	4.0.3 . 審査・決裁	0020077	印鑑の異動処理に係る仮登録及び本登録を行えること。異動入力した内容は仮登録として、審査（決裁）により本登録とする。 【仮登録】 ・異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中であり、印鑑登録原票にまだ記載されていない状態（登録申請情報又は印鑑の登録に関する照会書を発行できない状態（印影を含む。）をシステムへ入力し、一時保存している状態） ・異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態 ・仮登録中のデータに基づく証明書等は交付できないようにする（コンビニ交付を含む。）。 【本登録】 ・異動情報がシステムに入力され、審査（決裁）を経てその内容がシステム上に保存されて、印鑑登録状態が「登録」となり印鑑登録されている状態又は印鑑登録状態が「照会中」となり、印鑑の登録に関する照会書を発行できる状態 ・異動処理が確定され、異動履歴となる状態 ・確定情報となるため、証明書、印鑑の登録に関する照会書等に反映される。	（ベンダ①）弊社ユーザから仮登録、本登録の機能について必要性はないと意見を頂いている。 他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を優先度を下げている。令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②）当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。	弊社のユーザから「印鑑業務において審査・決裁をシステム上で分けて行う必要は無い」との意見が挙がっていることから、当機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○					○		○	○		対応なし	当該機能については対応なし。 印鑑登録の審査・決裁機能については、第11回分科会、第10回検討会で議論され【考え方・理由】にもその必要性が明記されている（「責任者の審査（決裁）がないまま登録することは自治体による公証制度である以上想定されず、複数の者によるチェックを受ける等一定のプロセスや組織としての意思決定が必要であることから、審査（決裁）機能は実装必須機能とする。なお、審査（決裁）を実施する方法について本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか責任者が確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。」）。	

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング		①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類				実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
16	4 異動	－	4.0.3 ・審査・決裁	0020078	仮登録の情報では、取消、修正等ができ、異動処理、印鑑登録証明書発行、印鑑の登録に関する照会書発行については、抑止されること。	(ベンダ①) 弊社ユーザから仮登録、本登録の機能について必要性はないと意見を頂いている。 他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を優先度を下げている。令和7年度末までに間に合わない。 (ベンダ②) 当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。	弊社のユーザから「印鑑業務において審査・決裁をシステム上で分けて行う必要は無い」との意見が挙がっていることから、当該機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○					○		○	○				対応なし	当該機能については対応なし。 印鑑登録の審査・決裁機能については、第11回分科会、第10回検討会で議論され【考え方・理由】にもその必要性が明記されている（「責任者の審査（決裁）がないまま登録することは自治体による公証制度である以上想定されず、複数の者によるチェックを受ける等一定のプロセスや組織としての意思決定が必要であることから、審査（決裁）機能は実装必須機能とする。なお、審査（決裁）を実施する方法について本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか責任者が確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。」）。
17	4 異動	－	4.0.3 ・審査・決裁	0020079	仮登録一覧は、画面に表示され、異動者を選択できること。	(ベンダ①) 弊社ユーザから仮登録、本登録の機能について必要性はないと意見を頂いている。 他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を優先度を下げている。令和7年度末までに間に合わない。 (ベンダ②) 当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。	弊社のユーザから「印鑑業務において審査・決裁をシステム上で分けて行う必要は無い」との意見が挙がっていることから、当該機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○					○		○	○				対応なし	当該機能については対応なし。 印鑑登録の審査・決裁機能については、第11回分科会、第10回検討会で議論され【考え方・理由】にもその必要性が明記されている（「責任者の審査（決裁）がないまま登録することは自治体による公証制度である以上想定されず、複数の者によるチェックを受ける等一定のプロセスや組織としての意思決定が必要であることから、審査（決裁）機能は実装必須機能とする。なお、審査（決裁）を実施する方法について本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか責任者が確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。」）。

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類	【事業者のリ ソース・開発 期間の不足】					【要件上の疑 義】 仕様・解釈 等が明確で ない	【要件上の疑 義】 他仕様書等 との不整合	【制度上の要 請】 法令や通知 で規定された	【政策的観 点】 デジタル社会 であるべき姿 を視野に設 定された	【政策的観 点】 検討会で重 点的に議論 された	【政策的観 点】 データ連携に 支障をきたす	【政策的観 点】 オプションとす るとフローの 標準化が困 難	【影響団体 数】 自治体が限 定的	【住民サービ スへの影響】 代替措置で 運用が煩雑 になる	【住民サービ スへの影響】 当該機能が 無い場合に、 事務ミスを誘 発する	【自治体の生 産性向上】 生産性向上 への効果あり +過大な費用を必要としない	対応	理由
18	4 異動	－	4.0.3 ・ 審査・決裁	0020080	仮登録一覧は、全部、一部（選択異動者及び入力支所等を単位とした一部） ごとに表示、本登録できること。ただし、全部本登録については、件数に上限をかけることができることとする。	（ベンダ①） 弊社ユーザから仮登録、本登録の機能について必要性はないと意見を頂いている。他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を優先度を下げている。令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②） 当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。	弊社のユーザから「印鑑業務において審査・決裁をシステム上で分けて行う必要は無い」との意見が挙がっていることから、当機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○					○		○	○				対応なし	当該機能については対応なし。 印鑑登録の審査・決裁機能については、第11回分科会、第10回検討会で議論され【考え方・理由】にもその必要性が明記されている（「責任者の審査（決裁）がないまま登録することは自治体による公証制度である以上想定されず、複数の者によるチェックを受ける等一定のプロセスや組織としての意思決定が必要であることから、審査（決裁）機能は実装必須機能とする。なお、審査（決裁）を実施する方法について本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか責任者が確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。」）。
19	4 異動	－	4.0.3 ・ 審査・決裁	0020081	常時又は印鑑登録システム終了前に仮登録の者が存在することを表示できること。	（ベンダ①） 弊社ユーザから仮登録、本登録の機能について必要性はないと意見を頂いている。他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を優先度を下げている。令和7年度末までに間に合わない。 （ベンダ②） 当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。	弊社のユーザから「印鑑業務において審査・決裁をシステム上で分けて行う必要は無い」との意見が挙がっていることから、当機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○					○		○	○				対応なし	当該機能については対応なし。 印鑑登録の審査・決裁機能については、第11回分科会、第10回検討会で議論され【考え方・理由】にもその必要性が明記されている（「責任者の審査（決裁）がないまま登録することは自治体による公証制度である以上想定されず、複数の者によるチェックを受ける等一定のプロセスや組織としての意思決定が必要であることから、審査（決裁）機能は実装必須機能とする。なお、審査（決裁）を実施する方法について本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか責任者が確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。」）。
20	4 異動	4.1.2 ・ 即時登録	4.1.2 .1. 即時登録	0020086	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に旧印鑑登録証明書を回収しない限り、新しい印鑑の登録ができないため、必要なアラートを表示できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
21	4 異動	4.1.4 ・ 印鑑照会及び回答	4.1.4 .3. 照会状況管理	0020103	検索結果を一覧表示し、照会年月日、回答期限年月日及び入力場所を確認できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類	【事業者のリソース・開発期間の不足】					【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
22	4 異動	4.1.4 . 印鑑照会及び回答	4.1.4 .5. 期限切れによる照会中の取消し	0020107	回答期限を指定して照会中状態の印鑑登録を取消しでき、印鑑登録状態を「照会取消」とすること。取り消した照会情報についても、1.2.1（異動履歴の管理）にて異動履歴を管理すること。この場合の異動区分は「照会の事由」とすること。 予約実行で毎日自動的に回答期限切れの照会中状態の印鑑登録を取消しできること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
23	4 異動	4.1.5 . 印影登録	4.1.5 .1. 印影読み込み	0020109	印影はスキャナで読み取り登録できること。又は、印鑑本体から直接読み取り登録できること。印影の解像度は600dpiとするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取った印影については、そのままの解像度で差し支えない取扱いとする。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
24	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.2 . 住民記録連動抹消	0020118	対象者を一覧で確認できること、又は対象者を抽出したファイルを作成できること。	制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中での対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
25	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.2 . 住民記録連動修正	0020127	印影に影響がある場合又は成年被後見人に該当した場合においては、印鑑登録の職権抹消ができること。また、対象者を一覧で確認できること、又は対象者を抽出したファイルを作成できること。	制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中での対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
26	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3 . 誤記修正	0020130	異動事由は、「誤記修正」とすること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
27	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3 . 誤記修正	0020131	誤記があった異動の異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持すること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
28	4 異動	4.4.1 . 廃止の申請	4.4.1 .1. 廃止の申請	0020133	登録申請者又はその代理人からの廃止の申請を受けて、当該申請に係る印鑑の登録を抹消できること。その際、1.2.1（異動履歴の管理）において規定している項目を入力できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
29	4 異動	4.4.1 . 廃止の申請	4.4.1 .1. 廃止の申請	0020134	既に印鑑登録を受けている者から印鑑廃止の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日に旧印鑑登録証明書を回収しない限り、新しい印鑑の登録ができないため、必要なアラートを表示できること。	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
30	4 異動	4.4.2 . 電子申請	－	0020137	公的個人認証サービスを用いた印鑑登録廃止の電子申請に対応していること。	(ベンダ①) マイナポータルとして印鑑事務手続きに関するサービスは存在しないため対応する事項なし。 (ベンダ②) 弊社ユーザで公的個人認証サービスを用いた印鑑登録廃止の電子申請を行っている市町村がない。 他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を下げている。令和7年度末までに間に合わない。	(ベンダ①) 事務処理要領上の記載はあってもマイナポータルとして印鑑事務手続きに関するサービスは存在していません。機能を開発するならばインタフェース仕様を明確にして頂く必要があります。各団体固有のインタフェースになるとカスタマイズの温床となり、自治体システム標準化法の趣旨に反します。 (ベンダ②) 公的個人認証サービスを用いた印鑑廃止申請は、必ずしも市区町村の印鑑条例に記載されている状況ではないことから、当機能を標準オプションの位置づけに変更させて頂きたい。	○						○		○			対応なし	当該機能については対応なし。 本機能要件はデジタル社会であるべき姿を視野に仕様書に盛り込まれたもの。なお、本機能要件は、「公的個人認証サービスを用いた印鑑登録廃止の電子申請に対応していること」を求めるものであり、マイナポータルを利用したサービスはその一例であることに留意が必要。
31	4 異動	4.5. 異動の取消し	－	0020139	印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の取消しができること。そのため、取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とすること。 具体的には、①抹消等の異動を取り消す機能（異動取消（増））、②登録等の異動を取り消す機能（異動取消（減））、③増減を伴わない記載事項の訂正を実施する機能（異動取消（修正））、を備えること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
32	4 異動	4.5. 異動の取消し	－	0020140	異動前のデータを保持し、取消しによって元の状態に復元されること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
33	4 異動	4.5. 異動の取消し	－	0020142	取消処理については、それ自体を1つの異動処理として取り扱うこととし、「4 異動」を適用するほか、取り消された異動処理及び取消処理を、ともに異動履歴データとして保持すること。	(ベンダ①) 他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は大幅な見直しとなるため開発工数が多い。令和7年度末までに間に合わない。 (ベンダ②) 当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
34	5 印鑑登録証	5.2. 印鑑登録者識別カード	5.2.3 . 必要事項削除	0020147	印鑑登録者識別カードの使用を終了する場合、カードの廃止を記録できること。印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合は、当該カードを管理するシステムの操作で削除することも妨げない。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和 8 年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり +過大な費用を必要としない	対応
35	5 印鑑登録証	5.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付	－	0020150	引換交付の申請等に基づき、引換処理ができること。 その際、引換交付の事由を入力できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。 他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
36	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	－	0020153	個人番号カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用することができること（条例等利用領域を利用できるのは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第 1 項の条例において個人番号カードを印鑑登録証等として利用することができる旨の規定をしている市区町村においてのみ。）。	弊社ユーザで個人番号カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用している市町村がない。 他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を下げている。令和 7 年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
37	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.1 . 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用	0020264	個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用することができること（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。 この場合、JPKI利用者ソフトを利用して個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号の送付を受け、登録できること。	弊社ユーザで個人番号カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用している市町村がない。 他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を下げている。令和 7 年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
38	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.1 . 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用	0020265	個人番号カード用利用者証明用電子証明書が再発行された際及び個人番号カードが再交付された際に、JPKI利用者ソフトを利用して個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込み再登録できること。	弊社ユーザで個人番号カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用している市町村がない。 他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を下げている。令和 7 年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
39	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書の交付	6.1.6 . 個人番号カードを利用した証明書の出力	0020182	個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）を使用する場合は、利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認を受けることができた場合にのみ、印鑑登録証明書を出力できること。	弊社ユーザでは、個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）を使用していないため開発・実装は優先度を下げている。当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和 8 年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
40	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.6 . 個人番号カードを利用した証明書の出力	0020183	個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープを利用）を使用する場合、登録者暗証番号が一致した場合にのみ印鑑登録証明書を出力できること。	弊社ユーザでは、個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープを利用）を使用していないため開発・実装は優先度を下げている。当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
41	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.7 . 個人番号カードによる証明書の交付	0020186	公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。	弊社ユーザで個人番号カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用している市町村がない。 他の実装必須機能を優先し多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装は開発工数が多く優先度を下げている。令和 7 年度末までに間に合わない。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
42	6 印鑑登録証明書	6.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	6.2.1 . 印鑑登録証明書交付一時停止	0020188	停止期間については任意で設定でき、停止終了予定日が経過した場合にアラートを表示すること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。 他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
43	6 印鑑登録証明書	6.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	6.2.1 . 印鑑登録証明書交付一時停止	0020189	停止開始日、停止終了予定日及び停止理由を管理することができ、印鑑登録証明書の発行時に停止理由を照会できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。 他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和 7 年度末までの対応が困難である。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する 追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
No.	大分類	中分類	小分類					【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応
44	9 共通	9.6. 印刷	－	0020222	帳票発行時にPDF出力又は紙出力のいずれかを指定でき、プリンタの指定もできること。 なお、デフォルトでPDF出力又は紙出力のいずれかを設定できること。	第3.0版から第4.0版の改版にて追加された機能であり、改版については優先度の高い機能から順次取り込んでいるが、本機能の優先度は低いと考えているためです。 空欄を許容している項目について空欄を指定して検索できることとなっているが、他の項目を検索条件にする等運用で対処可能であるためです。	標準仕様では確認用住民票のような内部帳票は規定せず画面HCで確認する認識でいるため本機能要件については実装不要である認識です。					○						対応なし	当該機能については対応なし。 本機能は便利機能であるものの、当該機能を利用している自治体が限定的であるとは言えず、また、実装区分の見直しに当たり、機能等単体に限らず実務全体へ影響を与えることが想定されることから、実装区分の見直しは不要。	
45	9 共通	9.6. 印刷	－	0020223	PDF出力については、内部利用する帳票のみ出力できること。	0020222に付随する要件であるためです。	0020222に付随する要件であるためです。					○						対応なし	当該機能については対応なし。 本機能は便利機能であるものの、当該機能を利用している自治体が限定的であるとは言えず、また、実装区分の見直しに当たり、機能等単体に限らず実務全体へ影響を与えることが想定されることから、実装区分の見直しは不要。	
46	9 共通	9.6. 印刷	－	0020225	氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。	文字超過リストの代替方法として超過項目についてはメモに記録する。(現行運用) 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしているため、当該機能の開発優先度を低くしているため開発・実装が令和7年度末までに間に合わない。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
47	9 共通	9.6. 印刷	－	0020226	必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごと一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○										対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
48	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1. 2. 除票の経年抹消	0020233	自治体が指定した年数が経過した除票又は指定した期間に登録が抹消された除票を抽出できること。	(ベンダ①) 当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。 (ベンダ②) 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。	・弊社のユーザから「一定期間経過したとしても除票を削除するようなことはしたくない」との意見が挙げられていること ・削除したデータが、印鑑登録_基本データリストにおいてどのような取り扱いになるのか等、仕様に不明瞭な点が多いことから当該機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○	○							○		対応なし	当該機能については対応なし。 本機能については、【考え方・理由】に記載のとおり、一定期間が経過した除票の削除について自治体が任意の年数を保存できることとしているため、見直しを行わない。 また、削除したデータの基本データリスト上の取扱いに関しては、標準仕様書において補記することも検討したが、システム内で管理しているデータが削除された場合、データとして存在していない以上、基本データリストの形式で出力できないのは明らかであるため、補記は不要と考える。	

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称				機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和7年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング 実装不可理由に関する追加説明 (令和8年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点					③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類	【事業者のリソース・開発期間の不足】					【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【制度上の要請】法令や通知で規定された	【政策的観点】デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】検討会で重点的に議論された	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】自治体が限定的	【住民サービスへの影響】代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】当該機能が無い場合に、事務ミスを誘発する	【自治体の生産性向上】生産性向上への効果あり+過大な費用を必要としない	対応	理由
49	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1. 2. 除票の経年抹消	0020234	抽出した情報を元に、除票経年抹消対象リストを出力できること。	(ベンダ①) 当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。 (ベンダ②) 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。	・弊社のユーザから「一定期間経過したとしても除票を削除するようなことはしたくない」との意見が挙がっていること ・削除したデータが、印鑑登録_基本データリストにおいてどのような取り扱いになるのが等、仕様に不明瞭な点が多いことから当機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○	○								○		対応なし	当該機能については対応なし。 本機能については、【考え方・理由】に記載のとおり、一定期間が経過した除票の削除について自治体が任意の年数を保存できることとしているため、見直しを行わない。 また、削除したデータの基本データリスト上の取扱いに関しては、標準仕様書において補記することも検討したが、システム内で管理しているデータが削除された場合、データとして存在していない以上、基本データリストの形式で出力できないのは明らかであるため、補記は不要と考える。	
50	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1. 2. 除票の経年抹消	0020235	除票経年抹消対象リストにおいては、印鑑登録番号、登録年月日等により出力順序を指定できること。	(ベンダ①) 当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。 (ベンダ②) 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。	・弊社のユーザから「一定期間経過したとしても除票を削除するようなことはしたくない」との意見が挙がっていること ・削除したデータが、印鑑登録_基本データリストにおいてどのような取り扱いになるのが等、仕様に不明瞭な点が多いことから当機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○	○								○		対応なし	当該機能については対応なし。 本機能については、【考え方・理由】に記載のとおり、一定期間が経過した除票の削除について自治体が任意の年数を保存できることとしているため、見直しを行わない。 また、削除したデータの基本データリスト上の取扱いに関しては、標準仕様書において補記することも検討したが、システム内で管理しているデータが削除された場合、データとして存在していない以上、基本データリストの形式で出力できないのは明らかであるため、補記は不要と考える。	
51	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1. 2. 除票の経年抹消	0020236	除票経年抹消対象リストの出力後、当該情報を削除できること。	当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。	・弊社のユーザから「一定期間経過したとしても除票を削除するようなことはしたくない」との意見が挙がっていること ・削除したデータが、印鑑登録_基本データリストにおいてどのような取り扱いになるのが等、仕様に不明瞭な点が多いことから当機能を標準オプション機能の位置づけに変更させていただきたい。	○	○								○		対応なし	当該機能については対応なし。 本機能については、【考え方・理由】に記載のとおり、一定期間が経過した除票の削除について自治体が任意の年数を保存できることとしているため、見直しを行わない。 また、削除したデータの基本データリスト上の取扱いに関しては、標準仕様書において補記することも検討したが、システム内で管理しているデータが削除された場合、データとして存在していない以上、基本データリストの形式で出力できないのは明らかであるため、補記は不要と考える。	
52	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1. 2. 除票の経年抹消	0020237	指定都市においては、区ごとに出力できること。	制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	
53	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1. 3. データ移行処理	0020238	標準仕様に準拠したシステムの稼働開始後に、制度・規定の変更やシステムの保守期限切れ等の理由でシステムのバージョンアップや切替えが必要となった場合、印影を含めたシステムが保持するデータを完全に移行できること。	(ベンダ①) 当該機能は、当社のプログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、開発・実装することで他機能やプログラムが動作しなくなる等の危険が生じる可能性がある。他機能やプログラムへの影響調査、またその対応のために十分な時間が必要であり、令和7年度末までの対応が困難である。 (ベンダ②) 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和7年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。		○											対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。	

印鑑登録システム 未実装機能一覧表

No.	機能名称			機能ID	機能要件	ベンダ実装不可理由 (令和 7 年度の経過措置申請時)	ベンダヒアリング		①ベンダの観点			②総務省の観点						③自治体の観点			検討会の考え方	
	大分類	中分類	小分類				実装不可理由に関する追加説明 (令和 8 年度のベンダヒアリング)		【事業者のリソース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】 仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】 他仕様書等との不整合	【制度上の要請】 法令や通知で規定された	【政策的観点】 デジタル社会であるべき姿を視野に設定された	【政策的観点】 検討会で重点的に議論された	【政策的観点】 データ連携に支障をきたす	【政策的観点】 オプションとするとフローの標準化が困難	【影響団体数】 自治体が限定的	【住民サービスへの影響】 代替措置で運用が煩雑になる	【住民サービスへの影響】 当該機能が無い場合に、事務ミス誘発する	【自治体の生産性向上】 生産性向上への効果あり +過大な費用を必要としない	対応	理由
54	ー	20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票	0020240	以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。			○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
55	ー	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票(除票)確認票	0020257	異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、1 異動 1 葉とする方式（過去の履歴が必要であれば複数葉出力する。）で発行すること。 本様式の余白欄については本仕様書では規定しない。	制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和 7 年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。			○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。
56	ー	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.2 世帯内印影票	0020260	世帯内印影票について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改革に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改革対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和 7 年度末までに間に合わない。			○												対応なし	当該機能については対応なし。 リソース・開発期間の不足により、機能の開発を後回しとしたものであり、実装区分の見直しは不要。

印鑑登録システム 残存機能一覧表

No.	残存機能			ベンダヒアリング 削除不可理由に関する追加説明 (令和８年度のベンダヒアリング)	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和７年度の経過措置申請時)		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】事務運用の変更が必要だが、時間を要しR７年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
1	仮登録一覧	印鑑の仮登録者を一覧表示する機能になります。 標準化前の当社システムでは、標準仕様における「照会中登録」を「仮登録」というように表記しております。よって、仮登録一覧・仮登録抹消者一覧は下記の通りの機能となります。 ・仮登録一覧…照会中登録されており、照会書回答期限を経過した該当者を一覧表印刷する機能（EUCとは異なる専用機能） ・仮登録抹消者一覧…任意の期間に照会取消された該当者を一覧表印刷する機能（EUCとは異なる専用機能）	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要する考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
2	仮登録抹消者一覧	印鑑の仮登録を抹消した住民を一覧表示する機能になります。 標準化前の当社システムでは、標準仕様における「照会中登録」を「仮登録」というように表記しております。よって、仮登録一覧・仮登録抹消者一覧は下記の通りの機能となります。 ・仮登録一覧…照会中登録されており、照会書回答期限を経過した該当者を一覧表印刷する機能（EUCとは異なる専用機能） ・仮登録抹消者一覧…任意の期間に照会取消された該当者を一覧表印刷する機能（EUCとは異なる専用機能）	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要する考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
3	登録件数調べ	指定した集計月の印鑑登録者数を確認する専用機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要する考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。
4	異動事由別件数調べ	指定した集計月の印鑑登録、仮登録、抹消等の件数を一覧表示する機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要する考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更に時間を要し令和７年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。

印鑑登録システム 残存機能一覧表

No.	残存機能			ベンダヒアリング	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	機能概要	機能詳細	当該機能の削除が時間的に困難な理由 (令和7年度の経過措置申請時)		【事業者のリリース・開発期間の不足】	【要件上の疑義】仕様・解釈等が明確でない	【要件上の疑義】他仕様書等との不整合	【政策的観点】データ連携に支障をきたす	【政策的観点】オプションとするとフローの標準化が困難	【事務運用への影響】事務運用の変更が必要だが、時間を要しR7年度末までに間に合わない	【自治体からの機能継続要望】職員の事務負担増大や非現実的運用変更、事務ミスによる住民サービスへの影響等がある	対応	理由
5	印影確認票	特定の条件を指定して、該当者の登録印影を確認する専用機能になります。	当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。							○		対応なし	当該機能については対応なし。 機能の削除により自治体の事務運用の変更が必要となるが、変更に関時間を要し令和7年度末までに間に合わないものであり、実装区分の見直しは不要。

印鑑登録システム 残存帳票一覧表

No.	残存帳票				ベンダヒアリング	①ベンダの観点			②総務省の観点		③自治体の観点		検討会の考え方	
	帳票名称	帳票詳細	当該帳票の削除が時間的に困難な理由	外部帳票/ 内部帳票	削除不可理由に関する 追加説明 (令和 8 年度のベンダヒアリン グ)	【事業者のリ ソース・開発 期間の不足】	【要件上の疑 義】 仕様・解釈 等が明確で ない	【要件上の疑 義】 他仕様書等 との不整合	【政策的観 点】 データ連携に 支障をきたす	【政策的観 点】 オプションと するとフロー の標準化が 困難	【事務運用へ の影響】 事務運用の 変更が必要 だが、時間を 要しR 7 年 度末までに 間に合わない	【自治体から の機能継続 要望】 職員の事務 負担増大や 非現実的運 用変更、事 務ミスによる 住民サービス への影響等	対応	理由
1	世帯内印影票	世帯員の中で既に登録され ている印影イメージを、一覧 形式で確認できる帳票となり ます。	「世帯内印影票」は実装必須機能として記載されているため、当社シ ステムにて搭載している「弊社独自レイアウト」の帳票は削除対象となり ます。しかし「弊社独自レイアウト」でも業務に影響は無いこと、他実装 必須機能の搭載を優先して進めるために、当帳票を「残存帳票」とし て申請します。	内部帳票		○							対応なし	当該帳票については対応なし。 標準化対応に合わせて帳票を分離する予定 だったが、令和 7 年度末までに間に合わなかつ たものであり、実装区分の見直しは不要。